

## 溶接ヒューム：個人ばく露測定の実施者の要件

### 環境・健康

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が新たに特化則の特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者に溶接ヒューム濃度の測定などが義務付けられました。

溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）の実施者の要件を下記に示しました。

### 溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）の実施者の要件

※特化則第 38 条の 21（金属アーク溶接等作業に係る措置）の第 2 項及び第 4 項で規定する溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）は、  
⇒第 1 種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであることが通達されています。

（基発 0422 第 4 号：労働安全衛生法施行令の一部改正する政令等の施行等について）

☆溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）は、安衛法第 65 条に基づく作業環境測定でないため、作業環境測定士が実施する等の測定者の資格については規定されていません。  
⇒しかしながら、個人ばく露測定は、個人サンプリング法による作業環境測定的设计・サンプリング、分析に準じた知識、経験が必要なことから、第 1 種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであることが通達されています（※）。

※法令改正により令和 8 年 10 月 1 日から、①デザイン及びサンプリング資格者、②サンプリング資格者、③分析資格者が実施する必要があります。

### kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露測定
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育